

令和8年度災害復旧資金融資（災）要領

（令和7年台風第22号、第23号関連）

1 目的

令和7年台風第22号、第23号による被害を受けた八丈町又は青ヶ島村の中小企業者等に対して、「令和8年度東京都中小企業制度融資要項（以下「要項」という。）第5 経営の安定化資金 4 災害復旧資金融資 一 災害復旧（災）」の融資対象等その他を以下の通り定めることにより、その復旧に要する資金を長期かつ低利で融資し、経営の安定に資することを目的とする。

2 融資対象

次の（1）から（3）までを全て満たすもの

- （1）中小企業者又は組合であること。
- （2）要項総則の3に定める融資対象の基本要件を満たすこと。
- （3）令和7年台風第22号、第23号による損失について、八丈町長又は青ヶ島村長が発行する「り災証明書」等※の交付を受けたこと。

※「り災証明書」の他「被災証明書」「被害証明書」「り災届出証明」等、被害の事実を証するものとして発行されたもの

3 融資条件

融資条件は次の表のとおりとする。

資金使途	運転資金※・設備資金
融資限度額	2億8,000万円
融資期間	15年以内（据置期間2年以内を含む。）
融資利率 （年率）	固定金利2.35% <責任共有制度の対象外となる場合> 固定金利2.15% ※利子補給金の交付対象となる限度額は、融資を受けた額のうち1.5億円とし、責任共有制度が適用される場合には、融資利率のうち年率1.64%を、責任共有制度対象外となる場合には、融資利率のうち年率1.44%を、都が補給する。ただし、責任共有制度が適用される場合には、融資を受けた額が1.5億円を超える部分についても、都が責任共有制度対象外となる場合との金利差（年率0.2%）相当分を別途補給する。
返済方法	分割返済（元金据置期間は2年以内）とする。 ただし、融資期間が1年以内の場合は一括返済とすることができる。
融資形式	証書貸付又は手形貸付とする。
信用保証料	保証協会の定めるところによる。なお、東京都が信用保証料の全額を補助する。
保証人	要項総則の4に定めるとおりとする。
物的担保	要項総則の4に定めるとおりとする。

※ 災害復旧資金融資（令和7年台風第22号、第23号関連）の既往債務の返済を目的とする運転資金は不可

4 融資の申込み

(1) 融資申込受付期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

(2) 融資申込受付機関

- ア 八丈町又は青ヶ島村の事業者を会員とする商工会
- イ 東京都八丈支庁産業課
- ウ 東京信用保証協会
- エ 東京都産業労働局金融部金融課
- オ 東京都中小企業制度融資取扱指定金融機関

(3) 融資申込みに必要な書類

書 類 名	必要部数
(1) 要項総則の5に定める書類	所定部数
(2) 八丈町長又は青ヶ島村長が発行する「り災証明書」等※ ※「り災証明書」の他「被災証明書」「被害証明書」「り災届出証明」等、被害の事実を証するものとして発行されたもの	各1部

5 利子補給

「東京都中小企業制度融資「災害復旧資金融資」（令和7年台風第22号、第23号関連）に係る利子補給金交付要綱」で別途定める利子補給金の交付申請手続きが必要となる。

6 融資申込受付後の処理

要項総則の6に定めるとおりとする。

附 則

この要領は、令和8年4月1日から施行する。